

保護者の皆様へ

保存版

令和8年4月28日

京都市立神川中学校

校長 松井 剛史

地震に対する非常措置についてのお知らせ

春暖の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本校におきましては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して頂きますようお願い致します。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の伏見区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(ホームページ/ずーる配信)により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、4月に記載いただきました『生徒個人票』に従い、保護者が来校されるまで待機させ保護者と帰宅してもらいます。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上